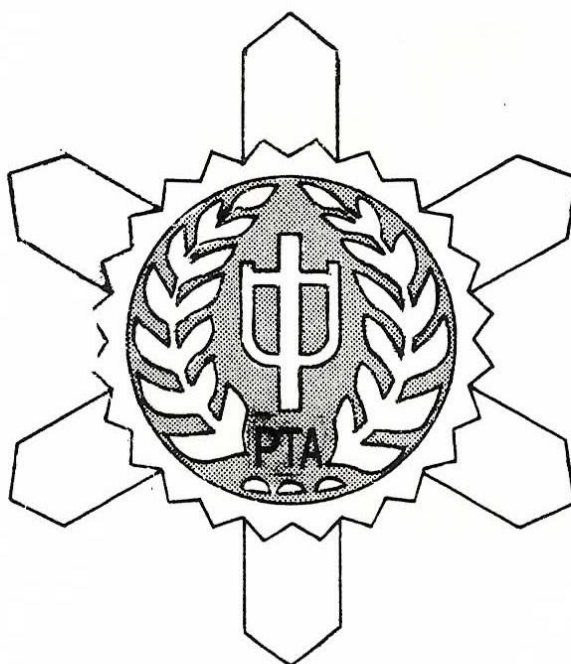


保存版

令和 6 年度規約改定版（案）

# P T A 規約



富田林市立藤陽中学校

富田林市立藤陽中学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、富田林市立藤陽中学校 P T A と呼び、事務所を藤陽中学校（富田林市向陽台三丁目 4 番 1 号）におきます。

第 2 条 この会は、次の目的および基本方針にしたがって会務を行います。

- 1 教育を本旨とし、子供達のよりよい成長のために、会員相互に協力し合う開かれた P T A であること。
- 2 多様化した現代社会の中で、思春期を迎え、進路選択の時期でもある子供達に、調和のとれた豊かな人間性を育てる為に、親・教師が共に学び活動する場であること。
- 3 藤陽中学校の教育目標「心豊かにたくましく、ともに伸びよう」をふまえた学校教育の中で、親と教師が信頼関係を作り上げ、一体となった活動のできる場であること。
- 4 親にとっては学校教育を知り、家庭教育を考え、教師にとっては家庭・地域について知り、家庭・学校・地域の関係をより密にする場であること。

第 3 条 前条のことがらを遂行するにあたり、特に次のことに留意します。

- 1 政党・宗教・営利を目的とする団体等に偏ったり、関係したりしません。
- 2 学校の管理運営に干渉しませんが、教育問題について意見を述べることができます。
- 3 地域や子供達の福祉増進・教育文化のために活動する団体と協力します。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 この会の会員となることができる者は、本校に在籍する生徒の父と母、又はこれにかわる保護者（以下親会員という）と、本校に在職する校長・教頭（以下学校代表という）および教職員（以下教職員会員という）とします。ただし、学区内に在住し教育に関心を持ち、この会の趣旨に賛同するものは、役員会の承認を経て、特別会員として入会することができます。尚、「特別会員」について、別途「P T A 特別会員内規」を設けます。

第 5 条

- 1 会員は、すべて同等の権利と義務を持ちます。
- 2 会員は、すべて所定の会費を納めます。ただし、特別の事由のあるときは会費を免除されることがあります。
- 3 特別会員には、議決権、選挙権ならびに、被選挙権はありません。

### 第3章 役員および役員会

第6条 この会は、次の役員をおき（表1）それぞれの任務を持ちます。

（表1）

役員名	人数	任 務
会 長	親会員より1名	1. この会を代表し会務を総括します。 2. 総会、役委員総会、実行委員会を招集し選考委員会の設置を呼びかけます。
副会長	親会員より2～3名	1. 会長を補佐し会長に支障あるときは任務を代行します。
書 記	親会員より2～3名 学校代表、又は教職員会員より1名 （役職兼務可）	1. 会長が招集する会議の議事および活動事項を記録します。 2. 会議の手続き、連絡などの事務を担当します。 3. この会に関する記録書類一切を保管します。
会 計	親会員より1名 学校代表、又は教職員会員より1名 （役職兼務可）	1. この会の会計事務を処理します。 2. 予算・決算書を作成し、総会に報告します。

第7条 役員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。

第8条 役員の任期は1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。

第9条 1 役員会は、役員・学校代表によって構成します。

2 役員会は、この会の運営について協議します。

3 必要に応じて関係の各委員長を含めることもあります。

### 第4章 会計監査委員および会計監査委員会

第10条 この会は、次の会計監査委員をおき（表2）、任務を受けもちます。

（表2）

委員名	人数	任 務
会計 監査 委員	親会員より1～2名	1. 年間1回以上、会計監査をおこない、その結果を総会に報告します。 2. 役員からの依頼による任務を請け負います。

第11条 会計監査委員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。

第12条 会計監査委員の任期は1年とし、連続しての着任は不可とします。

第13条 実行委員会の求めがあったときは、監査を行い報告します。

## 第 5 章 委員会および委員会活動

第 14 条 この会は、次の委員会（表 3）をおき、それぞれ活動を行います。  
 総委員もしくは委員長が、会長に連絡の上、随時招集します。

（表 3）

	委員会名	選出方法・人数	活 動 内 容
常任委員会	学年委員会 委員長を各学年毎に選出し、3年の委員長が総委員長を兼ねる	学年全体でクラス数×1名を選出し、選ばれた方から委員を選出する。	学級の親会員と学校との連絡、学級・学年を基礎にした活動を行い、学校内外のできごとや、各委員会活動の様子を知らせる広報活動や、地域と学校をつなげる美化活動の推進に取り組みます。
特別委員会	選考委員会	役委員選出規定による	役委員選出規定にかかる会務を行います
	人権委員会	実行委員を充てる	人権啓発に関する各種研修会への参加と情報提供、及び講演会の企画を行い、人権啓発の推進を図る。

第 15 条 社会の変化や、学校教育の推移にともなって、実行委員会の承認を経て、必要に応じた委員会をおくことができます。また、委員の人数においても変動することができます。

第 16 条 委員は、別に定める役委員選出規定により選出されます。

- 第 17 条
- 1 各常任委員の任期は1年とします。ただし、再任は可とします。
  - 2 委員は1人1役を原則とします。

- 第 18 条
- 1 各委員会は必要に応じて全委員で構成する集会を開くことができます。
  - 2 この集会は会長に連絡の上、総委員長または委員長が招集します。

第 19 条 特別委員会として、次の委員会をおきます。

- 1 選考委員会
- 2 人権委員会
- 3 その他、特別な事由が生じたときは、必要な特別委員会を構成することができます。

## 第 6 章 実行委員会

第 20 条 この会は総会につぐ議決機関として、次の実行委員会（表 4）をもちます。  
原則として月 1 回、その他必要なとき開催します。

（表 4）

構 成	○役員、○会計監査委員、○各学年の委員長、○学校代表（役職兼務可）
任 務	○総会・委員総会の決定事項の具体化および審議 ○総会・委員総会に提案する議案の作成 ○特別委員会の設置 ○役員および会計監査委員補充の審議 ○各委員会において立案された事業の具体的計画の審議 ○その他、必要とする事項の処理
成 立	構成員の 3 分の 2 以上
議 決	出席者の 2 分の 1 以上

第 21 条 構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを開催します。

第 22 条 実行委員会の議長は、原則として会長になります。

## 第 7 章 集 会

第 23 条 この会は、次の集会（表 5）をもちます。

総会は年 1 回以上、役委員総会は必要のあるときに開催し、集会・書面・又は WEB アンケートのいずれかにて開催します（希望により紙面での対応可）。

（表 5）

	総 会	役 委 員 総 会
構 成	全会員	全役委員
議 長	会員より 2 名	構成員より 2 名
任 務	○役員・会計監査委員の選出 ○規約又は、役委員選出規定の改正 ○予算および事業計画の審議 ○決算および事業報告の承認 ○その他、重要事項の審議	○実行委員会に準ずる任務 ○やむを得ず総会がもてないとき 総会を代行する任務 ○総会に代わる会務に関しては次の総会に報告し承認を受けます
成 立	委任状を含む 5 分の 1 以上	構成員の 3 分の 2 以上
議 決	出席者の 2 分の 1 以上	出席者の 2 分の 1 以上

- 第 24 条 前条の集会は、総会にあっては会員の 10 分の 1 以上、役委員総会にあっては構成員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを招集します。
- 第 25 条 総会を開催するには、5 日以前に、日時・場所および議題を通知します。
- 第 26 条 学校代表は、どの会議・集会にも出席して意見をのべることができます。

## 第 8 章 会 計

- 第 27 条 この会の経費は、会費、事業収入等で支弁します。
- 第 28 条 会費は、月額 1 家庭 400 円とします。  
特別会員の会費は、1 人 1,000 円とします。
- 第 29 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日で終わります。

## 第 9 章 改 正

- 第 30 条 この規約は実行委員会で審議後、総会（集会・書面・WEB アンケートのいずれか）で、参加者の過半数の賛成で改正することができます。

昭和 61 年 7 月 8 日施行

平成 18 年 5 月 11 日改正

平成 20 年 5 月 8 日改正

平成 29 年 11 月 18 日改正

令和 5 年 5 月 2 日改正

令和 6 年 1 月 19 日改正予定

### [役委員選出規定]

#### 第 1 章 役員および会計監査委員

- 第 1 条 役員および会計監査委員の選出については、9 月初旬に選考委員会を設け、候補者の推薦から、総会での選出終了までの選挙事務いっさいを行います。
- 第 2 条 選考委員会は実行委員会のメンバー内で構成されます。
- 第 3 条 委員長は、構成員の互選により選出します。
- 第 4 条 選考委員は、選考委員会の推薦を受けることはできません。
- 第 5 条 選考委員会は、指名する候補者名簿を、おそくとも総会開催日の 10 日前までに告示をします。
- 第 6 条 前条の規定にかかわらず、会員は、会員 10 名以上の推薦をもって立候補することができます。届け出期間は、総会開催日の 14 日前とします。
- 第 7 条 総会では、第 5 条および第 6 条による候補者を対象に出席者の直接無記名投票を行い、得票の多数により決定します。

第8条 候補者数と役員および会計監査委員の定数が一致または超過する場合は、総会の承認を受けます。

第9条 役員の定数に欠員が生じた場合は、会長については副会長が担い、副会長・書記・会計においては他役員が補う。会計監査については、親会員より役員が選出する。

## 第2章 委 員

第10条 各学年は、それぞれクラス数×1名の委員を選出する。

第11条 年度途中で委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠者から委員を補うことを考慮する。

## 第3章 免 除

第12条 役委員経験者は、永久免除（表6）、及び免除（表7）を利用することができる。  
（表6）

◇永久免除 令和3年度以降に経験された方が永久免除対象となります。

本部役員	会計監査委員	旧広報委員会（委員長）
旧広報委員会（副委員長）	旧環境委員会（委員長）	旧環境委員会（副委員長）
旧3年学級委員（委員長）	旧1・2年学級委員（委員長）	旧1・2年学級委員（副委員長）
新3年学年委員（委員長）	新2年学年委員（委員長）	新1年学年委員（委員長）

（表7）

◇免除 お子様1人につき1回経験で、そのお子様に関してはそれ以降免除対象になります。

旧広報委員会（委員）	旧環境委員会（委員）	旧1・2年学級委員（委員）
新3年学年委員（委員）	新2年学年委員（委員）	新1年学年委員（委員）
上記のお子様で複数回委員を経験	来年度、本部役員又は会計監査委員予定	未就園児がいる

## 第4章 改 正

第13条 この規定は、PTA規約第9条・第30条に準ずる。

昭和61年7月 8日施行

平成10年5月15日改正

平成11年5月13日改正

令和5年 5月2日改正

令和6年 1月19日改正予定

## P T A 特別会員内規

- 1 会員資格 本校を卒業した生徒の保護者および本校を転退職した教職員で、この会の趣旨に賛同できる者。ただし、上記保護者のうち第2子以下が本校に在学する際は、その末子が卒業した時点で入会することができる。
- 2 会 費 1,000円で、1年毎に更新するものとする。
- 3 更新手続 1年毎にP T A役員より案内文書を年度末（2月下旬）に発送する。特別会員が住所を変更した場合は当該年度P T A会長に文書で届け出をしなければならない。
- 4 資格消失 年度変わりに発送する文書で、期限内に応答のない場合や会員資格をもちながら、転宅等で住所が不明になった場合は、会員資格を放棄したものとみなす。
- 5 会費使途 特別会員宛の発送文書の郵送料  
文書（P T A新聞、学校の主な行事、主なP T A行事）
- 6 規約改定 内規の改定は当該年度のP T A役委員会の承認を得なければならない。
- 7 期 限 会員は本会など学校が主催する主な行事で、案内及び依頼の文書がある場合に限り参加できる。  
特別会員には、議決権、選挙権ならびに、被選挙権はありません。
- 8 弔事規定 特別会員には、親会員の規定を適用しない。

### [ 弔事規定 ]

会員および関係者の弔事に際し、次の通り、弔慰金等を定めます。

#### [ 親会員 ]

第1条 親会員死亡の時は、香儀料として、金10,000円と柩一對、又は供花をおくり、学校代表、役員代表が会葬します。

第2条 親会員と同居の実・義父母および子女死亡の時は、香儀料として、金5,000円と柩一對、又は供花をおくり、学校代表、役員代表が会葬します。

#### [ 生徒 ]

第3条 生徒死亡の時は、香儀料として、金10,000円と柩一對、又は供花をおくり、学校代表、役員、学年委員の各代表が会葬します。

#### [ 学校職員 ]

第4条 学校職員死亡の時は、柩一對、又は供花をおくり、香儀料は役員会で決定し、役員全員が会葬します。

第5条 学校職員の実父母、同居義父母、配偶者および子女死亡の時は、香儀料として、金5,000円と柩一對、又は供花をおくり、役員代表が会葬します。



[ 補則 ]

第6条 前各条に該当しないものに関しては、会長が臨機の処置をします。

第7条 お返しは一切辞退します。

第8条 この規定は、実行委員会で審議し、改正することができます。

昭和62年4月28日施行

令和3年4月 1日改正

令和5年4月 1日改正